

町営原新田住宅・東山住宅入居者募集

問・申 建設課 維持管理係 ☎ 025 - 784 - 4852

世帯用3戸の入居者を募集します

- 入居資格**
- ・湯沢町に住所または勤務場所がある人
 - ・現に住宅に困窮している人
 - ・町税および町使用料等の未納がないこと
 - ・暴力団員でないこと
 - ・各種入居資格要件に該当する人
 - ・収入基準に適合している人

- 提出書類**
- ・町営住宅入居申込書
 - ・住民票の写し
 - ・申請人および連帯保証人の収入額を証する書類（所得証明書等）
 - ・納税証明書
 - ・入居資格要件に該当することがわかる書類
- ※提出書類は返却いたしません。

募集戸数	町営原新田住宅 1戸 ^{※1} (110号室)	町営東山住宅 2戸 ^{※1} (401号室、403号室)
所在地	湯沢町大字神立 1332番地 3	湯沢町大字神立 4124番地 9
構造等	平成13年築 高床式木造 2階建	昭和60年築 高床式 RC 3階建
敷金	70,000円	50,000円
家賃月額	22,300円 ^{※2}	19,800円 ^{※2}

※1 単身者は応募できません。 ※2 世帯の所得額によって異なります。

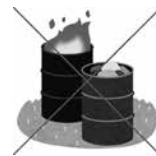
- 申込等** 6月29日（月）～7月10日（金）（ただし土曜・日曜・祝日は除く）
午前8時30分～午後5時まで ※詳細は、上記電話番号までお問い合わせください。

受付方法 建設課維持管理係に提出書類をご持参ください。

選考方法 入居資格審査後に選考審査を行い、必要に応じて抽選会により決定します。

野外焼却（野焼き）は禁止されています！

ごみの焼却は、悪臭やダイオキシン類の発生原因となるため、基準に合った焼却炉で燃やす以外は法律で禁止されています。



罰則 違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科【廃棄物処理法第25条第1項第15号】
法人の場合は、3億円以下の罰金【廃棄物処理法第32条第1号（法人重課規定）】

野焼きはごく一部の例外を除き、原則として「禁止行為」です

○野外焼却禁止の例外となる焼却行為であっても、周辺住民から苦情が出るものは禁止です。

ナイロン、ビニール、プラスチック、ゴム類（タイヤ）、発砲スチロール等は少量でも絶対に焼却しないでください。

不法投棄は犯罪です！

令和7年度不法投棄件数 17件

不法投棄とは



廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定しており、日々の生活から出る廃棄物をみだりに捨てることを不法投棄といいます。

ルールを守らず、ごみをみだりに捨てると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方に処せられます。また、事業者の場合には3億円以下の罰金に処せられます。投棄者が不明の場合は、土地の所有者（管理者）が自らの責任でごみを処理しなければなりません。

光らせましょう「住民の目」

不法投棄をさせない状況をつくるため、また、不法投棄がされている場所への新たな投棄を防止するため、発見した際の速やかな通報が非常に効果的です。不法投棄を見つけたら、湯沢町役場環境農林課か警察に通報してください。

問 環境農林課 環境施設係 ☎ 025 - 788 - 0291